



保健福祉センター

発信@みなくる

平成22年4月から

肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます。

1 対象者

- (1) 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方 ※注1
- (2) 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

注1 認定基準

主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。
3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。
ただし、診断前の6ヶ月間にアルコールを摂取している方等は対象とはなりません。

2 提出書類

- (1) 申請書、診断書、写真（たて4cm×よこ3cm）

※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限りです。

3 受付開始予定日 平成22年3月1日

4 お問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 Tel 52-2211

ご利用下さい、手話通訳者の派遣制度

耳が不自由なために、行政の手続きやサービスの利用などに不便を感じることはありませんか？富良野圏域でお住まいの聴覚障がい者の方へ手話通訳者を派遣し、手話でコミュニケーションの橋渡しをします。

・対象者 富良野圏域（富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村）にお住まいの聴覚障がい者

・派遣対象事項

- 保健福祉、医療に関すること
- 保育、教育に関すること
- 労働に関すること
- 社会経済、契約、官公庁に関する手続きに関すること
- 司法、権利に関することなど

・費用 無料

※申請方法など詳しくは富良野地域生活支援センター（Tel22-3933）または保健福祉課社会福祉係（Tel52-2211）へお問い合わせください。



みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる
保健福祉課 ☎ 52-2211 FAX 39-7020
社会福祉協議会 ☎ 39-7711 FAX 52-3711